#	عللد	<b>⇒</b> 1	<del></del>	1	400	<del>1111</del>
ᆂ	苿	計	囲	(U)	概	罗

1	事業の全休計画	(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること	. )
1 .			

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

۷.	2. 以外放了性来伤失物(特别自住性未免来物)。 								
	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月 又は m³/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を 行う場合には 積替え又は保管を 行う場所の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地 (処分場の名称及 び所在地)			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

	(第2面)								
3.	3. 運搬施設の概要								
(1	運搬車両一	覧							
	車体の形状	犬	自動車登録番号 又は車両番号	最大積 (kg		所有者又は使用	月者	ĺ	<b></b>
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
事務	务所の所在地								
駐車	車場の所在地	※付近	近の見取図を添付する	こと。					
(2	)その他の運	般施設	どの概要						
į.	重搬容器等の名	称	用途			容  量		備	考

(3)	積替施設又は保管施設の概要	
(0)	10日 ME K 人 16 杯 日 ME K 少 M 女	
*	構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見	Ĺ
	取り図を添付すること。	
Н.	^ / PI C IW I 1 7 ℃ C 0	

数を含む。)   (花業員数の内訳 年 月 日現在   中語者又は申   政令第6条の10で 相談役、顧問   諸者の登記上	4.	収集運搬	業務の具体的な記	計画(車両毎の	用途、収集	<b>美運搬業務</b> を	を行う時間、	休業日及	び従業員
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員		数を含む。	)						
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
## 日 日現在 中請者又は申 政令第6条の10で 相談役、顧問 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 事務員 運転手 作業員 その他 合 計 の役員 に規定する使用人 記外の役員									
申請者又は申 政令第6条の10で 請者の登記上 準用する第4条の7 等申請者の登 の役員     事務員 運転手 作業員 その他 合 計 で規定する使用人 記外の役員				従業	美員数の内部 かんりょう かんりょう かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	5		<i>F</i>	n ru +
請者の登記上     準用する第4条の7     等申請者の登     事務員     運転手     作業員     その他     合計       の役員     に規定する使用人     記外の役員	由੩	ま学 フ は 由	<b>み年6</b> 夕の10万	扣款犯 商朋			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	牛 月	日現任
の役員 に規定する使用人 記外の役員					<b>車</b> 数 目	海転毛	<b>作</b>	2014	스 및
					尹伤貝	建拟于	11年来貝	てり他	
		ソ 以只	にが近とうる医用人	叩バッス只					
		Å	۱	Į.	Į.	٨.	ا ,	Å	Į,

5.	環境保全措置の概要	 (運搬に際し講ずる措置、	積替施設又は保管施設において講ずる措置を
	含む。)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

## 運搬車両の写真

注意事項		動車登録番号 スは車両番号				
・車両の前面(真正面)を撮影すること。  ・ナンパープレートが確認できること。  「国 写 真		写真の方向等に	こついて図示するのが望ましい。			
・車両の側面(真横)を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 側 既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が表示されていること。	面写	・車両	可の前面(真正面)を撮影するこ			
	面写	・車両	所の側面(真横)を撮影すること 京等の車体の表示が確認できるこ 既に許可を有している場合 収集運搬車」、「会社名( 表示されていること。 車体の表示が読み取れない	と 合には所定 事業者名)	」、「許可番号」)が	

## 運搬容器等の写真

実拠な明然の女称	连脉行帕寸				
運搬容器等の名称		用途			
注意事項					
<ul><li>容器等の</li></ul>	全体が写るように撮影すること。				
		撮影	年	月	日
運搬容器等の名称		用途			
沙辛申记					
注意事項	人とか写えてこれ相似ようとし				
<ul><li>・ 谷希等の</li></ul>	全体が写るように撮影すること。				
		撮影	 年	月	日
		. p		-	

				事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
	内	訳		金 額 (千円)
事	業の開始! 金 の			
	土		地	
	事	务	所	
	収集運	搬車	両	
	積替保	と管施	設	
	自己	資	金	
	借	入	金	
	(借入	、先名	)	
調				
達	そ (	か	他	
方法	増		資	
14				
備考	方訳机	闌の事	項に	こついては、事業計画に応じ適宜変更すること

		資産に	関する	調書(個	人用	)			
			T.				年	月	日現在
資産の種別	内	容		数	Ź	量	価格、	金額	(千円)
現金預金									
有価証券									
未収入金									
売 掛 金									
受取手形									
土 地									
建物									
備品									
車両									
その他									
	資	産	計						
負債の種別	内	容		数	Ź	量	価格、	金額	(千円)
長期借入金									
短期借入金									
未 払 金									
預り金									
前 受 金									
買掛金									
支払手形									
その他									
	負	債	計						

## 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

寝屋川市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)